

東京都品川区における 成年後見制度に関する取組について

品川成年後見センター所長

齋藤修一



1 地域の課題(高齢者・障害者に関する問題)

- 徘徊死・行方不明者 認知症高齢者が目立つ。
- 孤立死・孤独死 高齢者、単身者、慢性疾患を持つ者
- 虐待 地域において潜在化している。被害者自らの訴えがない(セルフネグレクト)。
- 消費者被害 認知症高齢者・障害者の被害が急増
- 障害者の地域移行 障害者の施設・病院から地域生活への移行が見込まれる。
- 医療・介護・福祉上のリスク 適正な支援や契約をする者の不存在(身寄りのない認知症高齢者や親亡き後の障害者)
- 空き家・ゴミ屋敷 相続・税金・私的所有権等の問題の他に、認知症高齢者・障害者の入院・入所等による影響

2 地域の課題の背景等

地域の課題が拡大している！

背景:急速な少子高齢化社会・核家族化

↓
家族の支援力の低下

↓
地域コミュニティの変質

←
特に地縁団体(町会・自治会)の弱体化傾向⇔タテ型のコミュニティ

連動↑

↓ 高齢化・住民意識の変化・人材不足等

新たな地域コミュニティづくりの担い手:市民・NPOの参加

《個別のテーマに特化して支援活動を展開⇔ヨコ型のコミュニティ》

↓
見守りだけに留まらず、具体的な支援に繋がる！

3 超高齢社会と成年後見制度

「超高齢社会への突入」の意味

全国の高齢化率(65歳以上の人口／総人口)は25.9%に達している。



契約社会の長寿化に伴い、後見人に対する需要が増大する。



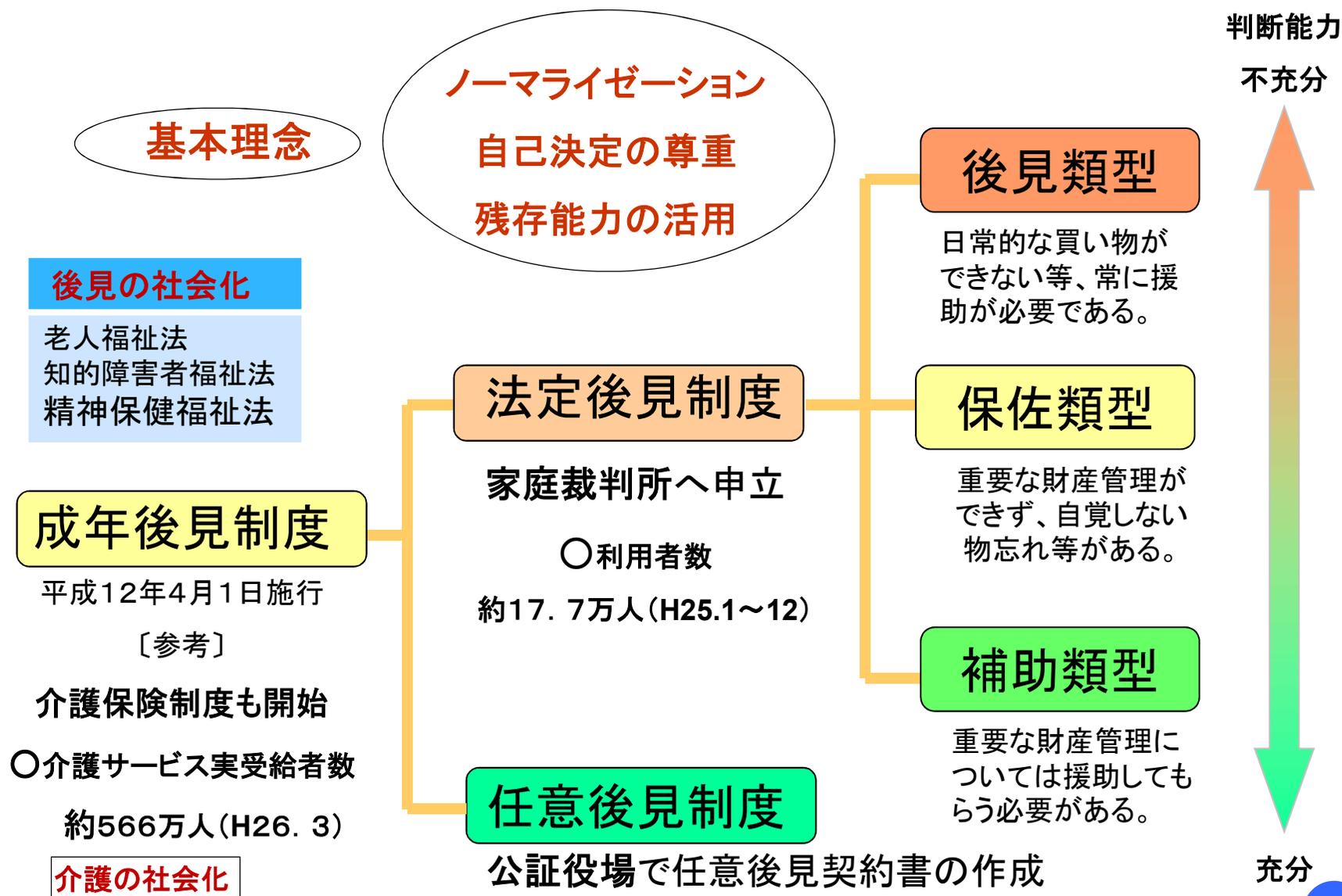
後見人(特に第三者後見人)が不足すると

住宅・医療・福祉・金融等の基本サービスを適切に利用できず、悪徳商法や詐欺の餌食になる高齢者や障害者が社会的に放置される。

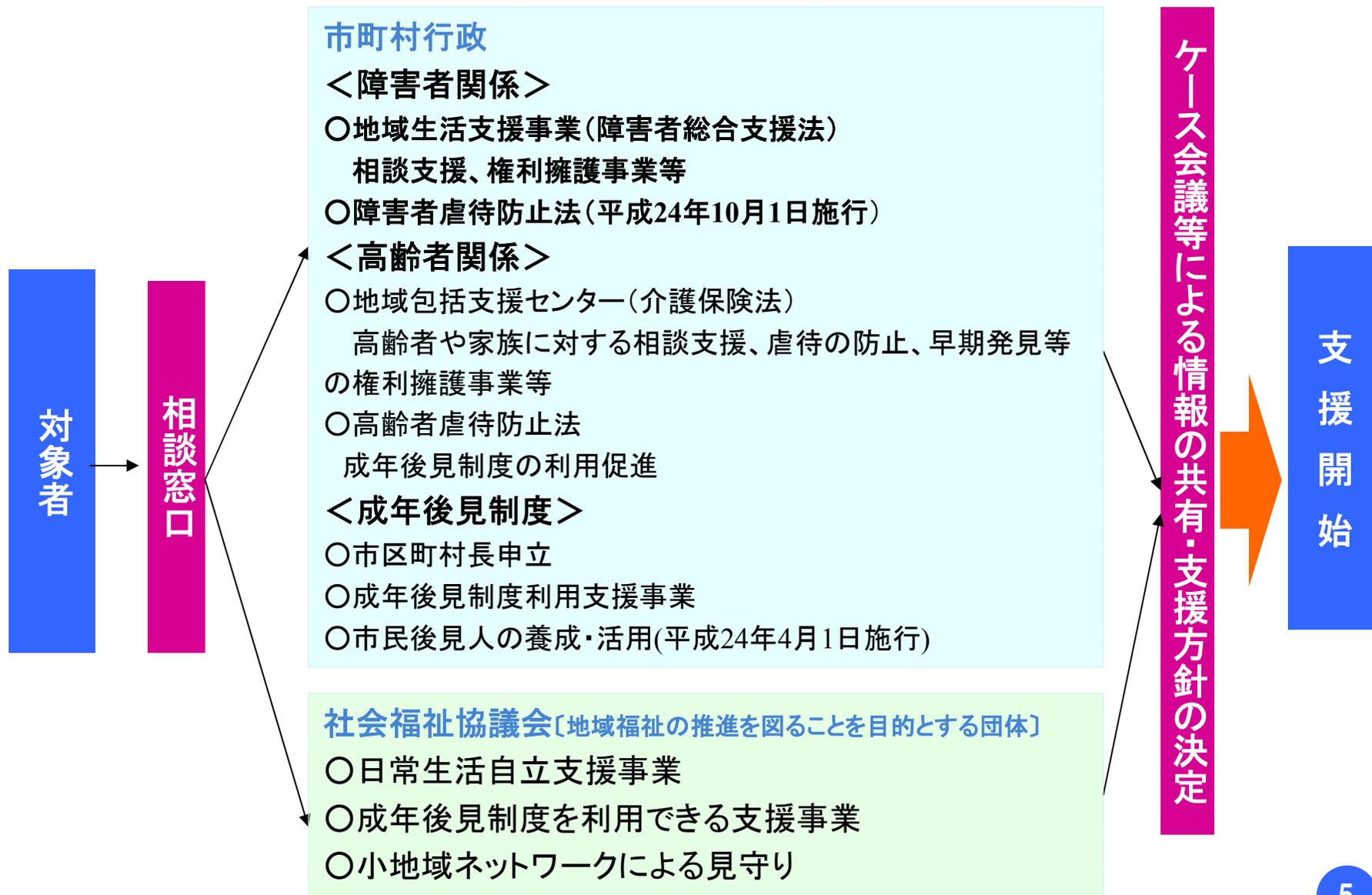
【参考】

- ① 介護サービス年間実受給者数 約5,660,500人(平成26年3月現在)
- ② 実利用者総数(成年後見関係事件の概況より) 約176,564人(H25年12月現在)
 - ア 申立件数 9,007件(平成12年度)～34,548件(平成25年1月～12月)
 - イ 第三者後見人の選任 9.1%(平成12年度)～57.8%(平成25年1月～12月)
- ③ 成年後見制度の潜在的利用者数 約8,400,000人(平成24年度)
 - 認知症高齢者 約462万人 知的障害者 約55万人 精神障害者 約323万人)

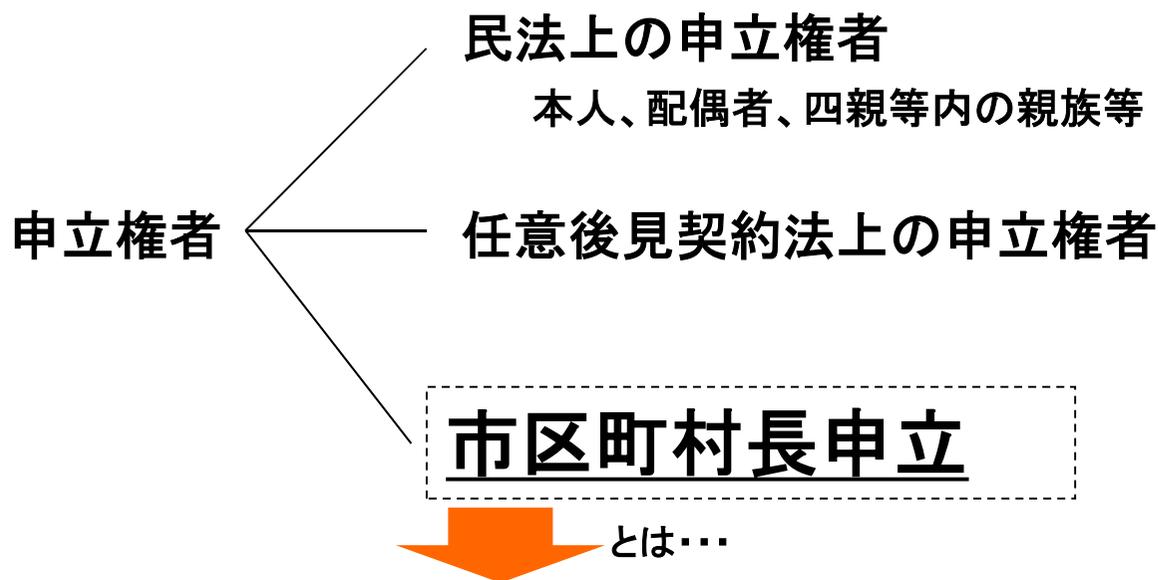
4 成年後見制度(判断能力が不十分な成年者への保護・支援)の概要



5 成年後見制度に係る行政の役割と社協の役割等



6 市区町村長申立て



『その福祉を図るために特に必要があると認めるとき』

申立権の根拠

- ・老人福祉法第32条
- ・知的障害者福祉法第28条
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2

申立てが必要になる場合

- 本人に配偶者や四親等内の親族がない。
- 本人に配偶者や四親等内の親族がいても申立てを拒否している。
- 本人に配偶者や四親等内の親族がいても本人に対する虐待がある。
- 本人に配偶者や四親等内の親族がいることを戸籍上確認できるが、連絡がつかない。

運
用
例

以上いずれかの場合などで、親族等による申立てが期待できず、放置できない状況のとき

7 現状と課題「市区町村長申立」

『成年後見関係事件の概況』より

	市区町村長申立件数 (対前年増加率)	申立件数 ※関係別個数	申立件数に占める 市区町村長申立の割合
平成20年度	1,876(△28.9%)	26,716	7.1%
平成21年度	2,471(△31.7%)	27,397	9.0%
平成22年	3,108(△25.8%)	30,079	10.3%
平成23年	3,680(△18.4%)	31,402	11.7%
平成24年	4,543(△23.5%)	34,689	13.2%
平成25年	5,046(△13.2%)	34,548	14.7%

8 法定後見活動(職務)の特徴等

(後見職務)

- 財産管理：預貯金の管理・払出し・支払い、不動産の管理等
- 身上監護：本人の生活・医療・介護等の契約や手続
- 家庭裁判所への報告

- ① 対象者は認知症高齢者、知的・精神障害者といったハンディキャップを持つ人々
 - わかりやすい説明(ゆっくり、簡潔に)
 - 誠実な執務姿勢
- ② 身寄りや親族の関与が期待できないことが多い。
 - 孤立している。(情報が不足している)
 - 福祉・介護関係者の支援を受けている。
- ③ 職務権限が多く、長時間に及ぶ。

(留意点)1 職務・権限でない ⇔医療同意・死後事務等

2 障害者権利条約批准⇔特に、同条約第12条と後見類型との抵触問題

9 市民後見人の活用

知的障害者福祉法第28条の2を新設

○知的障害者福祉法

(審判の請求)

第28条

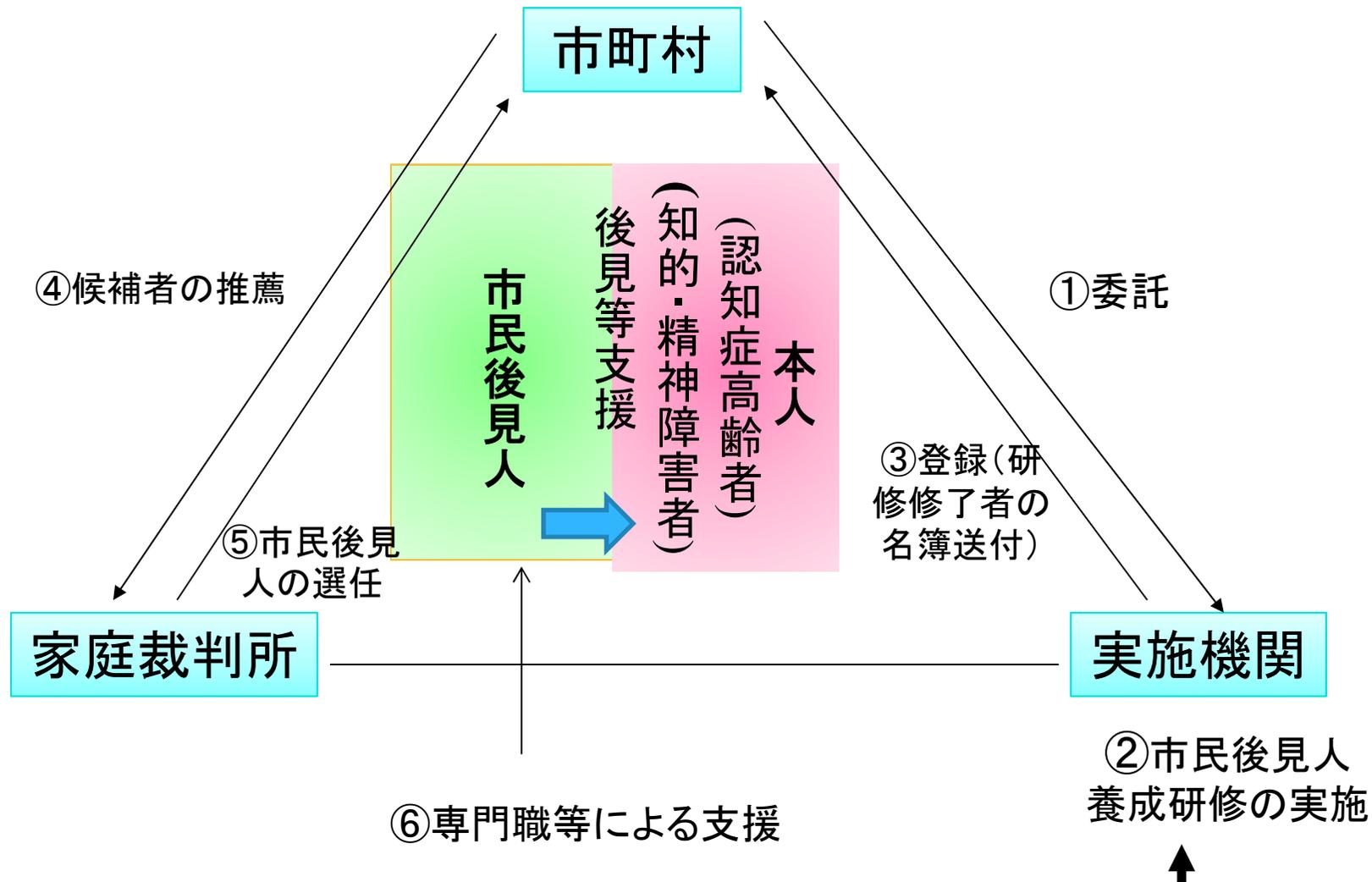
市町村長は、知的障害者につき、その福祉を図るために特に必要があると認めるときは、民法第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する審判の請求をすることができる。

(後見等を行う者の推薦等)

第28条の2 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助(以下「後見等」という。)の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

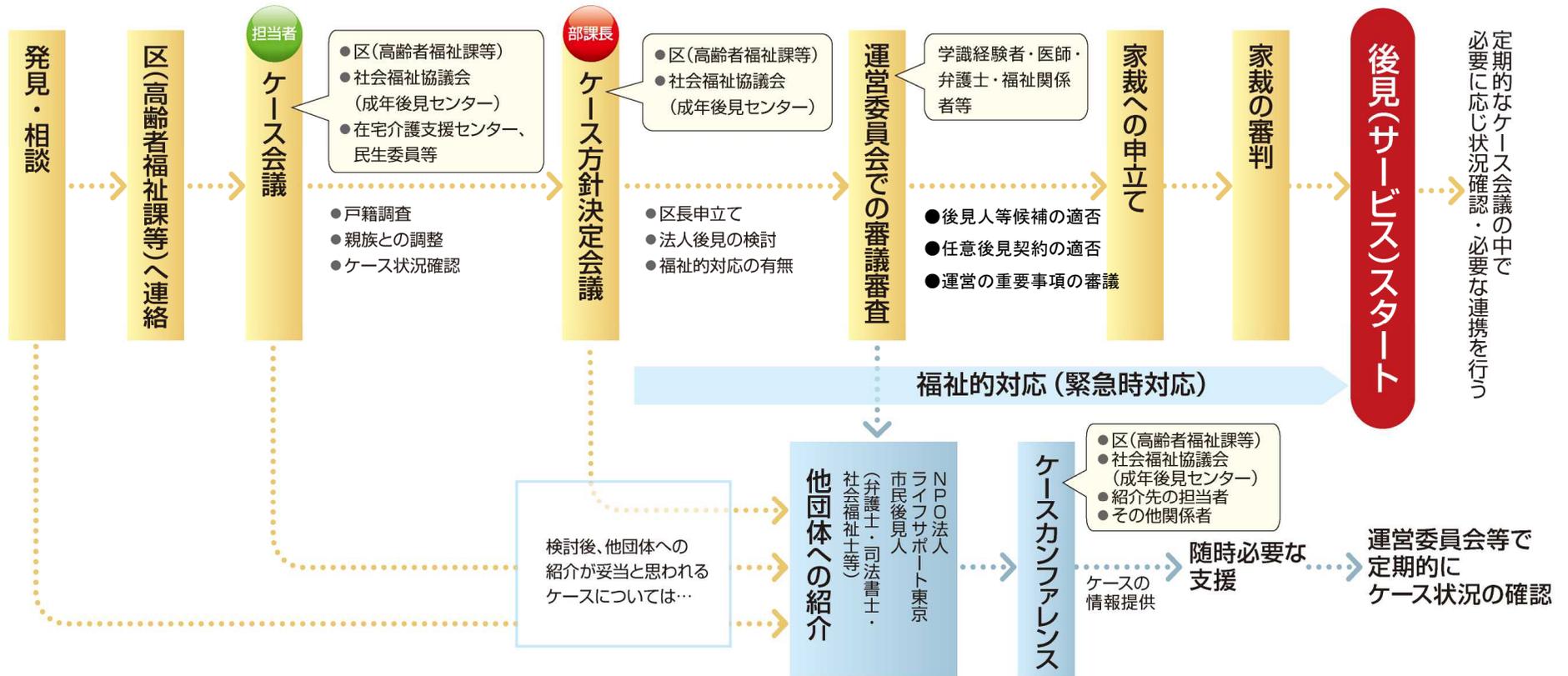
2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

10 市民後見人を活用した取組例のイメージ



見守り・相談から後見(サービス)までを一貫して担うワンストップセンターを、行政の責任において設置・運営する、というのがその要諦である。(必置機関)

11 ケース発見から成年後見制度利用までの流れ(品川)



12 品川区の成年後見制度への取り組み

(1) 品川区の概況と制度の利用者

- ① 総人口371,907人
- ② ひとり暮らし高齢者8,315人(民生委員調査)
- ③ 65歳以上の高齢者数77,786人、高齢化率20.92% (H26.10.1)
- ④ 知的障害者数1,685人、精神障害者数1,629人(H26.4.1手帳交付)
- ⑤ 後見ニーズ 約1万人超

(2) 品川成年後見センターの設置等

- ① H12.11 品川区権利擁護の仕組みづくりに関する検討委員会の設置
- ② H14.6 権利擁護の専門的機関として、社協に「品川成年後見センター」設置
○スタッフ数 94名〔常勤15名、非常勤(支援員)79名〕 H26.4.1

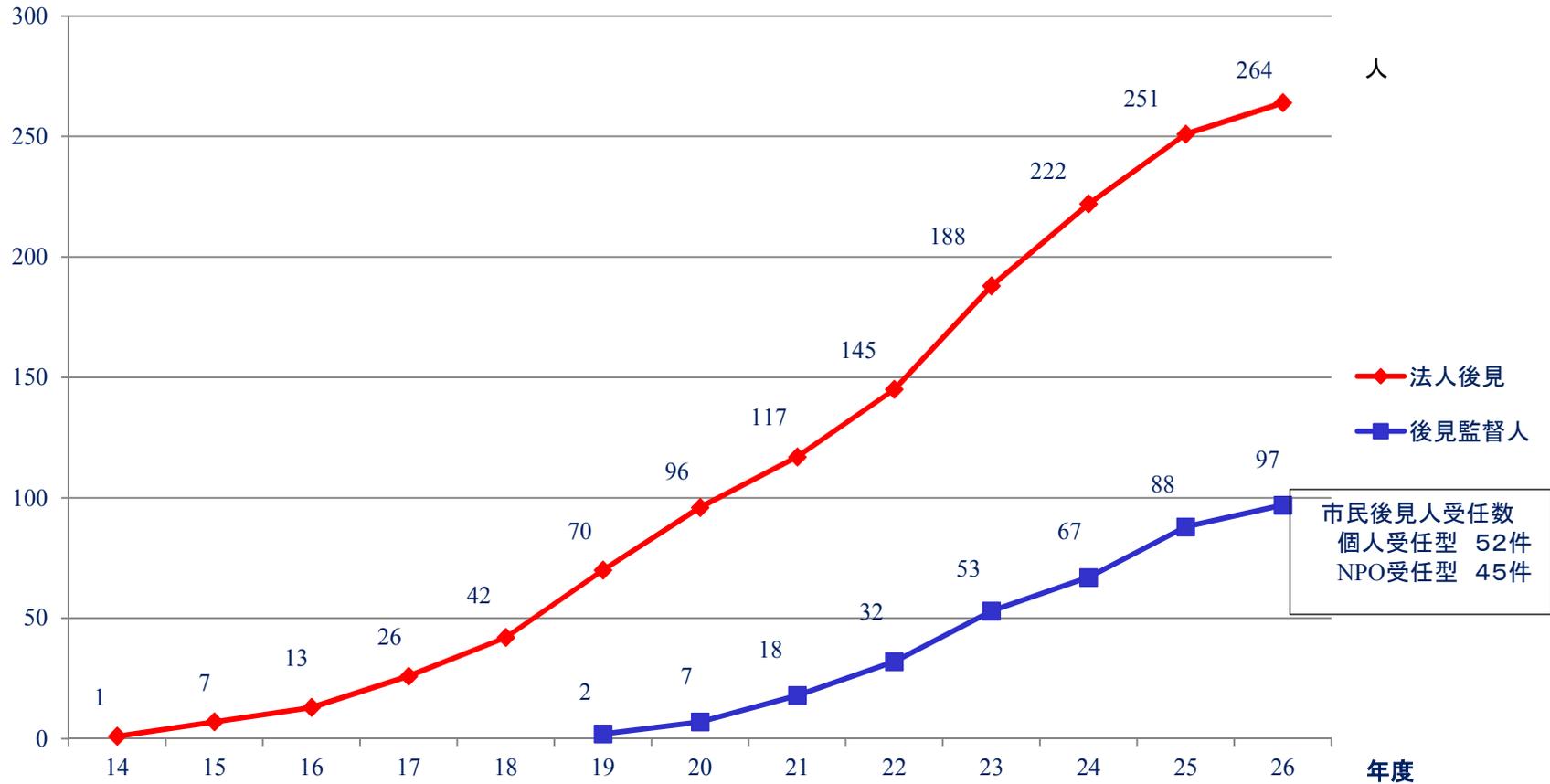
(3) 行政と社協の役割分担(首長申立と法人後見)

- ① 区長申立の活発化 年間約50件(他に代理申立案件 年間約20~30件)
- ② 法人後見の積極的实施 年間約30~40件(受任総数260件)
- ③ 市民後見人・NPO法人等の後見活用 年間約30~40件

(4) 市民後見人の養成・活用

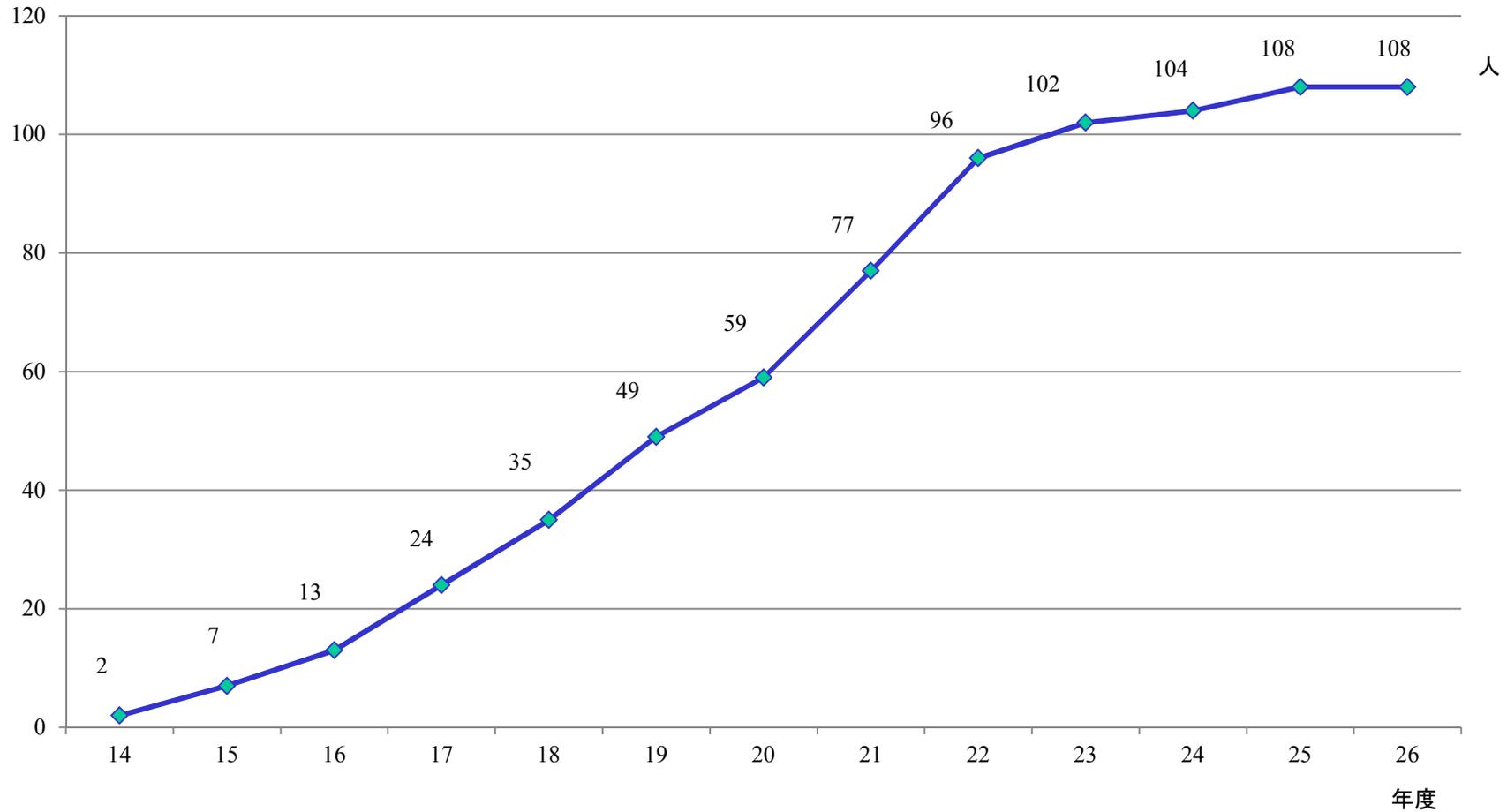
- ① 養成講座 H18年度開始・NPOと共催実施(総修了生314名)
- ② 市民後見人の受任総数97件(すべてに社協が後見等監督人)

13 法人後見・後見監督人(平成26年9月末現在)



14 あんしんサービス(平成26年9月末現在)

あんしんサービス:委任契約に基づく支援サービス
(対象者) ひとり暮らし高齢者や軽度の障害者



あんしんの3点セット:あんしんサービス・任意後見契約・公正証書遺言

15 成年後見に係る市区町村の役割と社協・市民・NPOへの期待

現在、地域社会では共生の実現が求められている。

社会的に孤立する人の増加 ↑ ↓ 福祉は地域住民の全体の問題となっている。

地域が変わらなければならない。

＜ 地域内連携の前提としての市区町村の役割 ＞

- (1) 地域に、どれくらい成年後見制度を必要とする人がいるかの実態的把握
- (2) 上記の把握をふまえた権利擁護システムの再構築

最後のセーフティ ネット

- 
- ①市区町村長申立の活発化
 - ②成年後見制度利用支援事業
 - ③後見実施機関の設置
 - ④市民後見人の養成・活用 など

○上記(1)(2)のすべてを包括して行えるのは市区町村のみ！

○社協・市民・NPO等は、地域での「後見の担い手」として期待される！